



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、レソト、エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】新型コロナウイルス情報（帰還臨時便情報）（7/7日午前現在）

【ポイント】

- KLM 航空及びエールフランスは、ウェブサイトにて帰還臨時便の予約を受け付けています。KLM 航空便（アムステルダム行）は、7月11日、18日、25日のケープタウン発、7月12日、19日、26日のヨハネスブルグ発、エールフランス便（パリ（シャルルドゴール行）は7月11日、25日のヨハネスブルグ発、7月12日のケープタウン発となっております。なお、アムステルダム及びパリでの乗り継ぎはオランダやフランスに入国せず、かつ24時間以内に日本等最終目的地まで出発するフライトチケットおよび旅券があれば可能となっております。
- ルフトハンザ航空は、帰還臨時便を運航予定と発表しました。予定されている便は、17日、31日、8月14日、8月28日ヨハネスブルグ発フランクフルト行が予定されています。なお、フランクフルトでの乗り継ぎは、ドイツに入国せずかつ24時間以内に日本等最終目的地まで出発するフライトチケットおよび旅券があれば可能となっております

<https://southafrica.diplo.de/sa-de/-/2354216?openAccordionId=item-2354218-1-pane>

- 南ア航空は、ウェブサイトにて帰還臨時便の予約を受け付けています。現在、予定されている便は、13日ヨハネスブルグ発ワシントン行、15日ヨハネスブルグ発ロンドン行です。
- エスワティニ及びレソトの方も南ア国境への入国手続きについて特別な手続きが必要ですので、帰還臨時便の予約をされたら当館に出発日6日前までに早急にご連絡をお願いします。
- 帰還臨時便の予約受付は、便数が少ないため、予約受付も短時間になりやすい傾向がありますので、帰国をご希望の方は早めに予約をご検討ください。

【本文】

1 南アでは引き続きロックダウン規制により、航空機の国際線離発着は原則禁止されており、外国人帰還及び南ア人のビジネス目的での渡航のみ許可されています。国際線ターミナルへの立ち入りも原則禁止されており、帰還臨時便に搭乗する乗客は、集合場所に集まり一緒に空港内に立ち入るようになっていきます。帰還臨時便は、集合、バス移動、荷物検査、空港でのチェックイン等長時間を要し、マスクの着用も必要になりますので、係員の指示に従って行動してください。飲料水やスナックなども持参するとともに、旅券、航空券、レセパセレーター等出発前に確認してください。

2 各航空会社の帰還臨時便

(1) KLM 航空及びエールフランスは、ウェブサイトにて帰還臨時便の予約を受け付けています。KLM 航空便（アムステルダム行）は、7月11日、18日、25日のケープタウン発、7月12日、19日、26日のヨハネスブルグ発、エールフランス便（パリ（シャルルドゴール行）は7月11日、25日のヨハネスブルグ発、7月12日のケープタウン発となっております。なお、アムステルダム及びパリでの乗り継ぎはオランダやフランスに入国せず、かつ24時間以内に日本等最終目的地まで出発するフライトチケットおよび旅券があれば可能となっております。

これらの便を予約された方は南ア航空便と同様に当館に搭乗者リストをメールにて送付してください（下記登録・予約の流れを参照）。

*KLM 予約サイト

https://www.klm.com/travel/za_en/prepare_for_travel/up_to_date/repatriation_flights.htm

https://www.nl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/r_corona_faq2.html

（アムステルダム乗り継ぎ情報）

*エールフランス予約サイト

<https://www.airfrance.co.za/>

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_00029.html

（パリ乗り継ぎ情報）

【登録・予約の流れ】

- (1) 上記のウェブサイトまたはコールセンターで予約を行う。
- (2) 上記が予約・支払いが完了したら当館に下記リンクの搭乗者名簿をメールで送信してください。



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

●搭乗者名簿リンク <https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100043480.xlsx>

●領事班メール consul@pr.mofa.go.jp

(3) 航空会社から経由地での乗り継ぎが可能かどうか等の質問がある場合もあります。旅券コピー等を送付する必要があります。

(4) 当館より、移動許可証及び領事レター（レセパセレーター）を出発の3日前までに発行します。

(5) 出発の72時間までにKLMまたはエールフランスから当日の集合場所等の連絡がありますので、当館にも情報共有をお願いします。

(6) 出発当日、ヨハネスブルグ発のKLM便の場合は、プレトリアのオランダ大使館（以下住所）に15時前に集合し、オランダ大使館手配のバスで空港に移動します。

210 Florence Ribeiro / Queen Wilhelmina Street Cnr. Muckleneuk Street

0181 New Muckleneuk, Pretoria

*集合場所は変更がある場合もありますので必ずKLMからの連絡を確認してください。

*エールフランス便の集合場所は、出発72時間前までにエールフランスから連絡があります。

●州境を超える移動を含めて空港までの移動には、ヨハネスブルグ（ORタンボ）国際空港はホットスポット地域に指定されていますので、当館発行の移動許可証が必要となります。

(2) ルフトハンザ航空は、帰還臨時便を運航予定と発表しました。予定されている便は、17日、31日、8月14日、8月28日ヨハネスブルグ発フランクフルト行が予定されています。

*ルフトハンザ航空予約サイト

<https://www.lufthansa.com/za/en/homepage>

<https://southafrica.diplo.de/blob/2363626/4dee75f4eb0cc9cb192fbfee5bfb0644/cor-lh-info-data.pdf>

（ドイツ大使館案内）

*上記KLM等の帰還臨時便と同様に予約が完了しましたら、当館に連絡をお願いします。

(3) 南ア航空（以下SAA）は、ウェブサイトにて帰還臨時便の予約を受け付けています。現在、予定されている便は、13日ヨハネスブルグ発ワシントン行、15日ヨハネスブルグ発ロンドン行です。帰国を希望されている方は、以下のSAAウェブサイトで登録の上、予約が確定しましたら、当館にも搭乗者リスト（下記参照）をメールで連絡をお願いします。

●南ア航空（SAA）ウェブサイト

https://www.flysaa.com/za/en/us_repatiation.action

●搭乗者名簿リンク <https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100043480.xlsx>

●領事班メール consul@pr.mofa.go.jp

083-289-1051 *上記メールの後でこちらの連絡先に連絡してください。

【登録・予約の流れ】

(1) 上記のウェブサイトで登録（登録は予約ではありません）を行う（乗り継ぎ先の規則や乗り継ぎの先から日本への便があるかを確認してください）。

(2) 後日、航空会社からフライトの詳細や振り込み方法等の連絡があり、支払いを行う。支払いの証明と旅券写しを航空会社にメールで送付。また、経由地から日本等への便も予約する。

(3) 上記が完了したら当館に上記リンクの搭乗者名簿をメールで送信してください（遅くとも出発日6日前）。

(4) 航空会社からEチケットがメールで送付され、経由地での乗り継ぎが可能かどうかの質問があります（各国大使館にメール等で問い合わせた内容などは効果があります）。

(5) 当館から南ア当局に通報し、出発日当日の移動許可証を送付します。

(6) 出発当日、集合場所に集合し、空港に移動します（SAAの場合は、空港近くのSAAの本部（SAA Airways Park））。

(3) その他航空会社

現時点では、情報はありません。

3 注意事項

 **在南アフリカ共和国日本国大使館**
Embassy of Japan in South Africa

(1) 現在、レソト国境及びエスワティニ国境から南アへ入国することはできない状況ですが、本国への帰還の場合には特別な許可を得て南アに入国することが可能となっていますので、フライト等を予約されてから当館になるべく早め（遅くとも出発日6日前）にご相談ください。

(2) 日本では、海外からの渡航者に対して水際対策を抜本的に強化しておりますので、帰国や一時帰国の際には下記をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

(これから海外から日本へ来られる方へ、これから海外へ行かれる方へ)。

(3) 日本に帰国を検討されている方で同行者に外国籍の方がいる場合には、日本では入国規制が強化されていますので、以下の注意が必要です。

なお、日本入国のためのビザ申請を必要とする方は、当館に連絡してください。

●南アに居住する日本国籍者以外の方は、日本に渡航する際は現在ビザを新たに取り直す必要があります。ただし、「日本人の配偶者」、「永住」等の在留資格を有し、再入国許可を取得した上で（4月2日以前に）日本を出国した方は原則入国可能です。

●その他の国籍者の方もビザ免除で日本に入国できた国籍の方の多くは、ビザ申請が必要となっていますのでご注意ください。

●新たに申請する場合、条件が以前と比べ厳しくなっています。外国人配偶者の方が日本に渡航するご予定がある方は、当館まで電話にてご相談ください。

●また日本入国後の扱いについてもご注意ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(4) 日本に到着後、PCR検査が必要になります。

○日本国厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08998.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08906.html

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>



在南アフリカ共和国日本国大使館

Embassy of Japan in South Africa

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所 : 259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
